

超音波画像診断装置一式  
貸借仕様書  
(NICU)

沖縄県立中部病院

- 1 対象機器 超音波画像診断装置 一式  
(その他付属品、搬入、据付、調整等を含む)
- 2 契約期間 令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
- 3 設置場所 沖縄県立中部病院3階 NICU (新生児集中治療室)
- 4 一般条項
  - 4.1 機器設置に係る対応をはじめ、搬入・据付・配線など工事費・調整費の全ての費用は受注者が負担すること。
  - 4.2 機器設置に係る対応をはじめ、搬入・据付・配線等については当院の職員と協議の上、その指示に従うこと。
  - 4.3 作業は、納期、作業期間の日程を当院の職員と事前に打ち合わせし、その日程に従い完了すること。
  - 4.4 受注者は納品前に現地下見を病院担当者立会のもと行い、問題が生じる可能性がある場合には、その旨を病院担当者に報告し、設備対応すること。
  - 4.5 機器の現場内設置から使用開始までの養生管理、またはそれに伴う保険等は納入業者の負担で行うこと。
  - 4.6 搬入・据付時に建物および物品に損傷が起きた場合、受注者が責任を持って現状復帰すること。
  - 4.7 試運転・調整・確認・機器清掃終了後に引き渡しされること。
  - 4.8 機器設置においては通常業務に支障のないように行うこと。
- 5 超音波診断装置本体は以下の要件を満たすこと。
  - 5.1 幅 540mm 以下、奥行き 760mm 以下、高さ 1700mm 以下であること。
  - 5.2 本体重量は 75kg 以下であること。
  - 5.3 観察用モニターは 21.5 インチ以上であること。
  - 5.4 超音波 RAW データ構造のフルデジタルシステムであること。
  - 5.5 ソフトウェアビームフォーミング技術を採用し、フォーカス調整が不要なフルフォーカスを実現していること。
  - 5.6 データベースは本体に保存したまま、画像だけを外部メディアに移動でき、メディアが挿入 (または接続) されている状態で患者を選択するとインストール不要で検査を表示できること。
  - 5.7 既存の PACS や電子カルテシステム等と DICOM Storage、MWM 連携すること。
  - 5.8 データ保存用の DVD ドライブを有していること。

- 5.9 外部機器から ECG を入力するケーブルを有すること。
  - 5.10 任意方向での M モード作成がリアルタイム及び保存画像からも可能なこと。
  - 5.11 ドプラ法によらず血流をグレースケールでリアルタイム表示できること。
  - 5.12 ドプラモードにおいて、心臓の血液の流速、圧較差、時間速度積分値、心筋の移動速度を自動計測できること。
  - 5.13 スペックルトラッキング法を用いて MOD 法で左室駆出率を自動計測できること。
  - 5.14 心尖 3 断面それぞれの断面上で自動指定または 3 点指定することにより自動トラッキングし心筋収縮の解析結果をブルズアイ表示が可能なこと。
  - 5.15 任意のフレーム上で頸動脈内膜中膜複合体厚 (IMT) を自動計測できること。
- 6 プロープは以下の要件を満たすこと。
- 6.1 未熟児・新生児心臓用電子セクタは以下の要件を満たすこと。
    - 6.1.1 周波数帯域は、3.0MHz ~ 12.0MHz 以上であること。
    - 6.1.2 視野角は 105°以上であること。
  - 6.2 高周波血管用リニアは以下の要件を満たすこと。
    - 6.2.1 周波数帯域は、4.0MHz ~ 12.0MHz 以上であること。
    - 6.2.2 視野幅 39mm 以下であること。
  - 6.3 マイクロ電子コンベックスは以下の要件を満たすこと。
    - 6.3.1 周波数帯域は、3.0MHz ~ 10.0MHz 以上であること。
    - 6.3.2 視野角は 95°以上であること。
- 7 記録機器は以下の要件を満たすこと。
- 7.1 白黒プリンターの仕様は以下を満たすこと。
    - 7.1.1 印刷方式は感熱記録方式であること。
    - 7.1.2 階調は 256 階調以上であること。
    - 7.1.3 本体パネルから操作可能であること。
- 8 保守体制
- 8.1 機器取扱いに関しては、担当する職員等が技術を習得するまで十分教育訓練を行うこと。
  - 8.2 故障時においては、復旧のために迅速な対応が可能な機器であること。
  - 8.3 検収後 1 年間は、通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。
  - 8.4 納入時に発注者に対し、機器が正常に作動するための点検確認および取扱説明を行うこと。

## 9 請求

9.1 受注者は各月経過後、賃貸借対象機器 1 ヶ月の料金をとりまとめたうえで請求すること。

9.2 賃貸借料金計算の単位は月の初日から末日までとする。

## 10 その他

10.1 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は発注者と受注者とが協議して実施するものとする。